

仕 様 書

1 件名

モバイルルータ回線の提供業務（学校教育用）

2 履行期間

令和5年10月1日（日）～令和8年9月30日（水）

3 業務の概要

本市が所有する「(SIMフリー) モバイルWi-Fi ルータ」(以下、「ルータ」という。)を使用し、受託者はLTE（または3G）データ通信回線を提供するものである。本業務にはデータ通信を行うためのSIMカードの提供を含む。

なお、本業務は、校外学習等での使用や災害発生等による学校の臨時休業等の緊急時に、家庭にインターネット環境が整っていない児童生徒に、タブレット端末及びルータを貸与し、ICT活用により児童生徒が家庭で在宅学習を継続できる環境を整備しておくことを目的としている。

4 提供する回線数

4,093回線

5 使用するモバイルWi-Fi ルータ

- (1) 製造元 富士ソフト株式会社
- (2) 商品名 +F FS030W
- (3) 型番 FS030WMB1

6 提供する電気通信に係る業務の要件

- (1) LTEまたは3G（データ通信）で接続可能であること。
- (2) 本業務におけるデータ通信では、音声通話による通信は行わない。
- (3) 提供する回線は、下図「回線利用の流れ」の記載に従い利用状況を区別すること。
なお、下図の②～④の状態は以下のとおりとする。
②利用開始前 履行期間の開始日から対象月の終わりまでに一度も回線の利用を行っていない場合。
③利用 対象月の間に回線の利用を行った場合。
④利用休止 履行期間の開始日から対象月が始まる前までに③利用の状態にあったことのある回線が、対象月に回線を利用しなかった場合。
- (4) 提供する回線は、契約する回線ごとに下図の②～④の利用体系に沿って、通信実績等を基準に自動で切り替えができること。ただし、モバイルルータの充電状態の確認などのため、データ通信を目的とせずにモバイルルータのみを起動する場合があるが、その際に発生する微弱な通信は通信実績に含まないものとする。
- (5) 本業務では利用開始前及び利用休止中は、利用中と比べて月額料金が低額となることを想定している。利用開始前及び利用休止中は、「料金体系内訳書」に記載の単価を月額料金とすること。
また、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料が必要な場合は月額料金に含めること。
- (6) 利用時は、1回線あたり月間20GB以上のLTEによるデータ通信が可能であること。
また、受託者の都合により20GBを超えた通信を可能とした場合、「料金体系内訳書」に記載の単価を超えた月額料金が発生しないこと。

- (7) 納入する SIM カードには、回線を識別できる番号を付番し、当該 SIM カードに印字等すること。また、当該番号の一覧を併せて提示すること。
- (8) 24 時間 365 日の障害監視、障害受付（電話連絡窓口等）及び修理・回復を行う体制が構築されていること。
- (9) 障害発生時において迅速な障害切り分けを行うとともに、速やかに復旧を図ること。なお、障害発生の原因となる因果関係が、委託者のネットワーク設備または受託者の設備のいずれかの特定が困難な場合においても、原因究明には協力すること。
- (10) 障害発生時及び障害復旧時は、委託者が指定する連絡先へ電話または電子メールで速やかに通知を行うこと。
- (11) 委託者からの障害状況及び対応状況に関する問合せに対し、電話または電子メールで速やかに回答を行うこと。
- (12) 重大障害発生時は、委託者に原因と再発防止策を報告すること。
- (13) 受託者の都合による通信回線設備の工事等により、本業務のデータ通信への影響等の発生が事前に想定される場合は、緊急を要する場合を除いて、当該影響等の発生する 14 日前までに、委託者の指定する連絡先へ電話または電子メールで連絡すること。

図 回線利用の流れ



7 SIM カードの納入期限及び場所

- (1) 納入期限
令和 5 年 9 月 20 日（水）
- (2) 納入場所
別紙 2 「学校別数量一覧」 のとおり

8 提出書類

SIM カードについて納品が確認できる書類を提出すること。
毎月の業務完了後すみやかに、完了届及び一月ごとの履行（利用）状況を示す「通信回線の利用状況報告書」（別紙 1）を提出すること。

9 契約金額の支払いについて

- (1) 初期登録に係る契約金額は、履行期間の始期の属する月に履行が完了したものととして、これを支払う。
- (2) 受託者は、一月ごとに履行が完了した業務に対し、回線ごとの利用状況（上記 6 の図「回線利用の流れ」における②～④）を委託者に通知すること。ただし、②～④のうち単価が同じものについては、それを区別する必要はない。利用状況ごとの回線数に、「料金体系内訳書」に記載の当該利用状況の単価を乗じた金額を支払う。
- (3) 月の途中で利用状況（上記 6 の図「回線利用の流れ」における②～④）を変更した回線については、その契約単価の全部（または一部）を日割で支払うことを可能とする。日割の計算方法は、契約締結前に委託者と受託者が協議のうえ決定する。

10 その他

- (1) SIM カードの納入にあたっては、担当課と事前に打合せを行うこと。

- (2) 受託者は、電気通信事業法及び電波法に基づき、あらかじめ電気通信事業の開始の届出を行った者であること。
- (3) その他、不明な点がある場合は、必ず入札前に担当課に確認すること。

11 特記事項

本業務においては、実際の利用状況を正確に予測することはできないことに留意すること。

令和4年度の「家庭学習用インターネット通信回線の提供業務（緊急貸与用）」の利用状況（別表1）を参考に算出した、想定使用数は別表2のとおり。したがって、別表の数量等は参考値であり、本業務の利用回線数を保証するものではない。

	未使用（1GB未満）	使用（1GB以上20GB以下）	計
令和4年4月	3,755	338	4,093
令和4年5月	3,715	378	4,093
令和4年6月	3,731	362	4,093
令和4年7月	3,740	353	4,093
令和4年8月	3,765	328	4,093
令和4年9月	3,454	639	4,093
令和4年10月	3,479	614	4,093
令和4年11月	3,335	758	4,093
令和4年12月	3,508	585	4,093
令和5年1月	3,618	475	4,093
令和5年2月	3,611	482	4,093
令和5年3月	3,758	335	4,093
計	43,469	5,647	49,116

利用状況	延べ月数 (回線数×月数)
② 利用開始前	31,773月
③ 利用	16,941月
④ 利用休止	98,634月
※②～④は図「回線利用の流れ」より	
※4,093回線×36月＝147,348（延べ月）	

12 担当課

札幌市教育委員会生涯学習部総務課

所在：札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階

担当：教育委員会 生涯学習部 総務課 学校ICT推進担当

担当 生藤

TEL 011-211-3826